広報

きたかた

2012
3
No.75



今月のおもな内容

住所が変わったら早めに届け出を……②
将来もっと多くの年金を受け取るには……④
市職員の給与などを公表します……⑥
みんなで育てよう!喜多方の子ども……⑧

住所が変わったら早めに届け出を

住民基本台帳は、行政サービスの基本となります。住所の変更があった場合は、必ず届け出をしてください。

届け出の期限

引っ越しなどで住所変更した方は、必ず届け出を行ってください。住所変更に伴う届け出の期限は、左の表のとおりです。転入届は喜多方市外から市内に引っ越した場合、転出届は市外へ引っ越しする場合、転居届は、市内の中で引っ越した場合に届け出するものです。

種類	届け出の期限	必要なもの
転入届	(市外から市内に) 引っ越し後14日以内	転出証明書 印鑑
転出届	(市外へ)引っ越し予定日の 14日前から当日	印鑑
転居届	(市内での) 引っ越し後14日以内	印鑑

・外国から転入する方はパスポートが必要です。
・届出人の本人確認のため、公的証明書が必要です。下記をご覧ください。

本人確認のための公的証明書等

※ 1は1種類、※ 2は2種類必要です。

※ 1　住基カード(写真付)、免許証、パスポート
　　身体障害者手帳など

※ 2　住基カード(写真なし)、保険証、年金手帳
　　通帳、学生証など

転入・転出に伴う主な手続き・必要なものなど

項目	転入時	転出時	担当課・係
印鑑登録する方(していた方)	登録する印鑑、※1の公的証明書など	印鑑登録証の返還	市民課市民窓口係 ☎(24)5225
住基カード作成の方(お持ちの方)	印鑑、※1の公的証明書など	住基カードの返還	
国民健康保険に加入している方	前住所地で該当した方に交付します	国民健康保険証の返還	
国民健康保険高齢者受給者証該当者		受給者証の返還	保健課国保医療係 ☎(24)5224
後期高齢者医療を受けている方	前住所地で発行した負担区分証明書	負担区分等の証明書などの交付(印鑑持参)、被保険者証の返還	
乳幼児医療費助成事業に該当する方(小学校就学前)	印鑑、お子さんの健康保険証、所得証明書、振込先の金融機関の口座情報	受給者証の返還	
子ども(小学生)医療費助成事業に該当する方	印鑑、お子さんの健康保険証、振込先金融機関の口座情報		
妊婦一般健康診査受診票	母子健康手帳、前住所地の妊婦一般健康診査受診票	手続の必要はありません	保健課健康係 ☎(24)5223
乳幼児の予防接種	母子健康手帳	手続の必要はありません	
子ども手当	担当課にお問い合わせください	転出手続	社会福祉課子育て支援室 ☎(24)5229
児童扶養手当、特別児童扶養手当		住所変更の手続	
ひとり親医療費		受給者証返還	
重度心身障害者医療を受けていた方	印鑑、保険証、身体障害者手帳または療育手帳、通帳、所得証明書	受給者証の返還届 受給者証の返還	社会福祉課障がい福祉班 ☎(24)5276
介護保険の認定を受けている方	前住所地の市区町村で発行した受給資格証明書	介護保険被保険者証の返還、受給資格証明書の発行	高齢福祉課介護保険係 ☎(24)5231
小・中学生のお子様がいる方	市民課で必要書類を受け取り、教育委員会(西四ッ谷・教育委員会庁舎)で手続きしてください		学校教育課管理指導班 ☎(23)2113

※転居についても上の表に準じた手続が伴います。　※住所変更による年金の手続きは原則必要ありません。
※「小・中学生のお子様がいる方」以外の手続きは、各総合支所住民課市民サービス班でも受け付けしています。

窓口の受付時間

開庁日（祝日を除く月～金曜日）の**午前8時30分～午後5時15分**です。

受付場所

受け付けは、本庁および各総合支所の住民課で行っています。

【本庁】市民課市民窓口係☎(24)5225

【熱塩加納総合支所】住民課住民サービス班☎(36)2113

【塩川総合支所】住民課市民サービス班☎(27)2400

【山都総合支所】住民課市民サービス班☎(38)3827

【高郷総合支所】住民課市民サービス班☎0241(44)2111

窓口時間の延長

開庁日の市民課、総合支所住民課の**窓口を午後7時まで**延長しています。通常の時間帯に利用できない方は、この機会を利用されてはいかがでしょうか。

曜　日	実施場所	問い合わせ先
月曜日	塩川 総合支所	住民課市民サービス班
火曜日	本庁	市民課市民窓口係
	高郷 総合支所	住民課市民サービス班
水曜日	熱塩 加納総合支所	
木曜日	山都総合支所	
金曜日	本庁	市民課市民窓口係

上・下水道の手続き

転入・転出などで上・下水道の使用を開始（中止）するときは、使用開始（中止）の届け出が必要です。

問 水道課業務班☎(22)1507または下水道課総務係☎(24)5250

◆下水道使用料に関する届け出

「水道水以外の水（地下水など）」のみ、または「水道水以外の水」と「水道水」を併用している一般家庭の場合、世帯使用人数により下水道使用料を決定しています。

転入・転出などで世帯使用人数に変更が生じたときは、すみやかに変更の手続きをお願いします。

問 下水道課総務係☎(24)5250

7月より



外国人住民の住民基本台帳制度がスタート！

平成24年（2012年）7月より、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方にも住民票が発行されます。

＜新制度の予定＞

5月…市町村より対象者へ**仮住民票**の通知　→記載内容の確認　→**7月**…新制度スタート

＜仮住民票の作成のため手続きが必要な方＞

外国人住民の方であっても**仮住民票が送られてこない場合**があります。

①市町村に外国人登録をされていない方（地方入国管理局のみに申請している方）

②在留期限が過ぎている方

③外国人登録証明書の有効期限が切れている方

いずれかに該当する方は、仮住民票作成手続きが必要です。詳しくは市民課窓口係までお尋ねください。**※①、②、③のいずれにもあてはまらない方の手続きは必要ありません。**



申 問　市民課市民窓口係☎(24)5225、または各総合支所住民課

新制度を詳しく知りたい方は、総務省の下記のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

国民年金を支払っている方

将来もっと多くの年金を受け取るには

国民年金保険料は定額（月1万5020円）ですが、定額保険料の他にさらに多く金額を掛けることで、将来もらえる年金額を増やすことができます。



多くの年金をもらうには

将来受け取る年金額を増やすには、左の表のように大きく3種類の制度があります。自分に合った制度で年金額を増やしてみませんか。

年金額を増やす制度

制度	1．付加保険料
月額	４００円（＋定額保険料）
メリット	手軽な金額で年金額を増やせます。

制度	2．任意加入（高齢または海外在住の方）
月額	１５，０２０円（平成23年度）
メリット	年金受給権の合算月数に加算されます。

制度	3．国民年金基金
月額	掛ける口数で変化（＋定額保険料）
メリット	厚生年金並みの年金額を受け取れます。

制度がご利用できる方

国民年金1号の方で、現在、未納や保険料の減免を受けていない方。
※厚生年金の加入者（2号）や2号の方に扶養されている配偶者（国民年金3号）の方は対象外です。

どんな制度なのか？

1 付加保険料

定額分（1万5020円）に、毎月400円の付加保険料を加えて支払う制度です。付加保険料の掛け金総額の半額が、年額として受給年金額に加算されます。3年目以降は加算総額が掛け金を上回ります。※加算分は物価スライドされません。

（例）付加保険料を12カ月間かけた方（4800円支払った保険料）→受け取る年金額に年額2400円加算

◆手続き場所　年金事務所、市役所の市民課国民年金係または各総合支所住民課

◆必要なもの…印鑑

2 任意加入

海外在住の方で年金加入したい方や、60歳以上の方で年金を受給するための月数が足りない方、年金を満額（国民年金の場合は480カ月）で受給したい方が加入できます。

※原則として60歳以上で加入される方は、65歳未満までの加入期間となります。年金額は定額の国民年金保険料と同額です。

◆手続き場所　年金事務所、市役所の市民課国民年金係または各総合支所住民課

◆必要なもの　預金通帳と銀行の印鑑（おおむね1年未満の加入予定の場合は不要）、印鑑（銀行印との併用可）

3 国民年金基金

自営業や農業の方々が定額保険料に上乗せできる公的年金です。

※詳しくは下記の枠内をご覧ください。



国民年金基金とは

20歳以上60歳未満の方が加入できます。
※付加保険料と同時加入はできません。

・掛け金は社会保険料控除、受給年金も控除と税制面で優遇されます。
・掛け金は加入時の年齢で異なり、加入口数は自由に設計できます。
・万が一早期に死亡しても掛け捨てになりません（タイプによります）。

問 福島県国民年金基金　0120(65)4192
詳しくは　http://www.fnpf.or.jp/

※年金事務所や市役所では手続きできません。

年金保険料の支払いが難しい方は…

納付が困難な場合は、申請し承認されれば年金保険料の免除または減免を受けることができます。
免除期間は、年度内分はさかのぼって申請できます(すでに納付された分は除きます)。

・**郵送でもお手続きできます。**申し込み用紙に必要事項を記入の上、添付書類と合わせて**年金事務所宛に送付ください。**申し込み用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。
・同じ世帯のご家族が、本人に代わって窓口で申請することもできます。
・１年以内に転入された方が窓口で申請される場合は、以前お住まいの市町村から「所得証明書」を取得していただくこともあります。

学生の方



国民年金保険料学生免除制度

所得のない学生の方の、保険料の納付を猶予する制度です。本人の所得のみで審査します。
【手続き場所】年金事務所、市役所市民課国民年金係または各総合支所住民課
【必要なもの】印鑑学生証のコピー(表・裏の両面：有効期限を確認するため)
【免 除 期 間】申請年度の４月～翌年の３月まで　※毎年度申請が必要です。

☆学生免除を受けられている方で、３月に卒業される方☆

４月以降に就職など進路が決まっていない方で、年金の免除を希望される方は６月までに一般の免除申請を行ってください。
※一般の免除は審査基準が学生免除と異なるため、必ず申請が承認されるとは限りません。

一般の方



国民年金保険料免除制度

一般の方で納付困難な方のための免除制度です。本人の所得以外に、配偶者、世帯主の所得も審査対象となります。
【手続き場所】年金事務所、市役所市民課国民年金係または各総合支所住民課
【必要なもの】印鑑、退職された方は離職日がわかる公的機関証明書のコピー
(離職票、雇用保険受給者証などのコピー)
【免 除 期 間】申請年度の７月～翌年の６月まで
※免除期間内に就職などした場合、免除期間は自動終了します。

☆会社などを退職した方（または世帯主や配偶者が退職した方）☆

免除の審査は、申請時の前年度の所得で実施します。そのため、退職した方の特例免除として、必要書類(離職票や雇用保険受給資格者証などのコピー)を添付していただくと、対象者の所得を除外して審査することができます。



問い合わせ先

会津若松年金事務所
〒965-8516　会津若松市追手町5-16
☎0242(27)5321

喜多方市役所　市民課国民年金係
☎(24)5226

市職員の給与などを公表します

市職員の給与は、民間給与の調査に基づく国の人事院勧告を基本に、県や他の地方公共団体を考慮しながら、市議会の審議を経て条例「市職員の給与に関する条例」で定められています。給与や職員数などの状況は次のとおりです。
※特別記載のない数値は、平成23年４月１日現在のものです。

◆人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（年度末）	歳　出　費（A）	実質収支	人　件　費（B）	人件費率（B／A）
21年度	23.3.31　人 52,948	千円 25,778,245	千円 870,207	千円 4,905,592	% 19.0

※ 人件費には、特別職に支給される給料･報酬などを含みます。

◆職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数（A）	給　与　費				1人当たり給与費（B／A）
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計（B）	
22年度	人 512	千円 2,127,005	千円 330,783	千円 767,447	千円 3,225,235	千円 6,299

※ 1. 職員手当には、退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

◆職員の平均給料･給与月額及び平均年齢の状況

区　分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
喜多方市	344,955円	404,421円	43.8歳	374,652円	392,263円	51.8歳

◆職員の初任給の状況

区	分	初　任　給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大　学　卒	175,100円	194,700円
	高　校　卒	142,500円	158,300円
技能労務職	高　校　卒	152,600円	172,500円

◆職員の経験年数別･学歴別平均給料月額の状況

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大　学　卒	273,200円	315,567円	360,040円
	高　校　卒	227,275円	267,700円	315,011円
技能労務職	高　校　卒	在職者なし	279,200円	在職者なし

◆一般行政職の級別職員数の状況

区　分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事・技師		副主査 副技査	係　長 主査･技査	主　幹 課長補佐 主任主査	課長･局長	部　長	
職 員 数	17人	35人	99人	124人	93人	３人	１１人	382人
構 成 比	4.5％	9.2％	25.9％	29.6％	27.2％	0.5％	3.1％	100.0％

◆特別職の報酬などの状況

区分		給与月額など
給料	市長	950,000円
	副市長	760,000円
	教育長	700,000円
期末手当		(23年度支給割合)
	市長	6月期 1.40月分
	副市長	12月期 1.50月分
	教育長	計 2.90月分

※ 現在の市長の給料は30％減額した額(665,000円) となっています。

◆部門別職員数の状況

区分		職員数
一般行政部門	議会	6人
	総務企画	128人
	税務	29人
	民生	81人
	衛生	46人
	労働	1人
	農林水産	41人
	商工	33人
	土木	40人
	小計	405人
特別行政部門	教育	96人
	小計	96人
公営企業等会計部門	水道	19人
	下水道	18人
	その他	19人
	小計	56人
合計		557人

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。

◆職員派遣(人事交流)の実施状況(22年度)

研修派遣先	派遣職員数
福島県	3人
後期高齢者医療広域連合事務局	1人
農林水産省	1人
経済産業省	1人
東北運輸局	1人
米沢市	1人
横浜市	1人

◆職員研修の実施状況 (22年度)

研修先	延べ人数
ふくしま自治研修センターなど	87人
実務教養研修(自治体自主研修会11回)	146人

◆懲戒処分の状況 (22年度)

なし

問 総務課人事班(24)5211

◆職員手当の状況

区分	喜多方市	国
期末手当 勤勉手当	(23年度支給割合)) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.325月分 0.675月分 計 2.55月分 1.35月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.60月分 1.35月分 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有
退職手当	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2％～20％加算)	(支給率) 自己都合 勧奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2％～20％加算)

区分	世帯等の区分		支給額	備考
寒冷地手当(23年度)	世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	11月から3月までの5カ月間のみ支給
		その他の世帯主である職員	10,200円	
	その他の職員		7,360円	

区分	役職者	支給額
管理職手当(23年度)	部長	61,000円
	課長	45,000円
	主幹	39,000円

区分	手当の名称	支給額
特殊勤務手当(23年度)	除雪業務に従事する職員の特殊勤務手当	1日 300円

区分	内容	国・県の制度との異同		国・県の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 月13,000円 子など(配偶者あり) 月6,500円 〃 (配偶者なし) 月11,000円	国	同	
		県	同	
住居手当	月額 9,500円を超える家賃を支払っている者 最高限度額 月 27,000円	国	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている者 最高限度額 月 27,000円
		県	同	
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の1/2を55,000円に加算	国	異	交通機関等利用者 最高限度額 55,000円
		県	異	交通機関等利用者 61,000円を超えるときは、その額と61,000円との差額の1/2を61,000円に加算
	自動車等使用者 2km以上2,600～43,900円	国	異	自動車等使用者 2km以上2,000～24,500円
		県	異	自動車等使用者 2km以上2,300～45,800円

喜多方市教育問題対策協議会からの提言

喜多方市教育委員会

みんなで育てよう！ 喜多方の子ども

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、子どもたちの倫理観や社会性の不足、規範意識の低下やそれらに起因すると思われる様々な問題が指摘されています。

喜多方市教育問題対策協議会では『喜多方市人づくりの指針』をふまえ、「なかよく たくましく 生きる 喜多方の子ども」を家庭、学校、地域が力を合わせて育てるために、次の４つのことを提言します。

問 学校教育課管理・指導班☎(23)2113

子育てはみんなで	○子育てを一人に任せず、家族、地域みんなでしっかりサポートしましょう。 ○子どもをよく見て、話す機会を増やしましょう。
ほめて　しかって	○我が子でなくとも、ためらわずにほめたり注意したりしましょう。 ○我が子がほめられたり注意されたりしたら、感謝できる親になりましょう。
あいさつは自分から	○まず、大人から子どもたちにあいさつしてみましょう。 ○明るいあいさつを交わしあう地域づくりをめざしましょう。
ケータイ 携帯電話はよく考えて	○携帯電話が子どもに与える影響をしっかり理解し、安易に与えないようにしましょう。 ○家庭で携帯電話のルールを決め、フィルタリングを利用しましょう。

教育問題解決のためには、家庭、学校、地域が一緒に取り組むことが大切です。
また様々な視点からの支援も必要です。一人で悩まずに相談しましょう。

喜多方市教育委員会
☎　(23)2113
日時　月～金、午前８時30分～午後５時
対応　学校教育課職員

喜多方市社会福祉課
☎　(24)5229
日時　月～金、午前８時30分～午後５時
対応　家庭児童相談員

水戸昇教育相談所
☎　(22)0715
日時　毎日
対応　水戸昇先生

福島県立会津養護学校教育相談
☎　0242(32)2242
日時　月～金、午前８時30分～午後５時
対応　特別支援コーディネーター

スクールカウンセリング

第一小学校 ☎(22)2103
第一中学校 ☎(22)0274
第二中学校 ☎(22)0799
第三中学校 ☎(22)5121
会北中学校 ☎(36)2038
塩川中学校 ☎(27)2021
山都中学校 ☎(38)2056
高郷中学校 ☎0241(44)2162

対応 各スクールカウンセラー

※事前の予約が必要です。
詳しくは各学校へお尋ねください

喜多方警察署
☎　(22)5111
日時　月～金、24時間

福島県警察本部
「いじめ１１０番」
☎　0120(795)110
日時　毎日、24時間

福島県教育委員会
「ダイヤルＳＯＳ」
☎　0120(453)141
日時　月水金、午後１時15分～４時30分

「福島いじめＳＯＳ２４」
☎　0120(916)024
日時　毎日、24時間

18歳までの子ども専用電話
「チャイルドライン」
☎　0120(99)7777
日時　月～土、午後４時～９時

●喜多方市観光プレゼンテーション

観光客でにぎわうまちを取り戻すために

1月31日に京王プラザホテル(東京都新宿区)において、原発事故による風評被害を払拭し、以前のように観光客でにぎわい、活気あるまちを取り戻すことを目的に、市独自の事業として「喜多方市観光プレゼンテーション-喜多方の安全・安心、新たなチャレンジ-」を行い、首都圏の旅行業者や雑誌編集者など53人の方が参加しました。参加者に本市の安全性を訴えるとともに、本市観光業、特にグリーン・ツーリズム教育旅行のほとんどがキャンセルされた現状や、誘客実績などを改めて説明したほか、熱塩温泉の女将さん方に震災後の苦労や被災者の皆さんを受け入れ、感謝されたことでの感動などをお話いただき、来場者の心情に直接訴えかけることができました。

引き続き開催した交流会では、喜多方産のお米やそば、グリーンアスパラガスなどを試食し、喜多方の農産物の安全・安心を確認していただきました。

問 観光交流課着地型観光推進室
☎(24)5249



▲東京駅近くにある福島県八重洲観光交流館でのパンフレット配布



▼ホテルで行われた熱塩温泉女将さんの講演

●新本庁舎建設基本設計市民ワークショップ

市民の意見を庁舎建設に生かす

市では、多くの皆様のご意見をいただきながら新本庁舎の基本設計を進めるため、設計受託者である有限会社ナスカ(東京都新宿区)とともに全6回の市民ワークショップを開催しています。

終了しました第3回、第4回の市民ワークショップの概要を報告します。

第3回市民ワークショップ
○開催日　1月29日(日)
○場所　市保健センター
○内容　「新本庁舎に期待するもの／各階の構成と機能配置」をテーマに設計者のナスカから4階、5階とした場合の各階の構成例を示した平面図を使って、1階窓口や各階の配置などについて、グループディスカッションを行い、意見発表をしていただきました。

第4回市民ワークショップ
○開催日　2月12日(日)
○場所　市保健センター
○内容　「新本庁舎に期待するもの／市役所・市民活動の場の利用方法」をテーマに設計者から市民が利用できるスペースの事例などを示しながら、利活用方法などについて、グループディスカッションを行い、意見発表をしていただきました。
※各回の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

問 財政課本庁舎建設準備室
☎(24)5267





蔵のまち喜多方桜ウォーク2012 参加者募集！

4月21日(土)開催



「しだれ桜」の名所として市内外の方から親しまれている日中線記念自転車歩行者道。この桜並木をメインコースに行われるウォーキングイベントです。

◆日時　4月21日(土)雨天決行
○受け付け　午前8時30分～
○開会式　午前9時30分
○スタート　午前10時

◆集合場所　押切川公園スポーツ広場

◆コース　2キロメートル・5キロメートル・10キロメートル

◆定員　2000人

◆参加費(事前申し込み)
○大人500円
○中学生以下300円
※当日申し込みの場合は、200円増しになります。

◆対象　健康で完歩できる方

◆申し込み　4月13日(金)までに、次の①から⑧までの必要事項を記載し、Eメールまたは往復ハガキにて申し込みください。
①氏名　②郵便番号　③住所　④年齢　⑤性別　⑥電話番号(①～⑥は代表者のみ)　⑦交通手段　⑧希望コースと参加人数
※締め切り後の申込みは当日会場で受け付けします。なお、定員を超えた場合は、当日の申し込み受け付けは行いません。



○Eメールの場合
sakura-w@city.kitakata.fukushima.jp
※申し込み書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

○往復ハガキの場合

(往信裏面)
①氏名
②郵便番号
③住所
④年齢
⑤性別
⑥電話番号
⑦交通手段
⑧希望コース(参加人数)
10km(大人　人／小人　人／幼児　人)
5km(大人　人／小人　人／幼児　人)
2km(大人　人／小人　人／幼児　人)

(往信表面)
〒966-0086
喜多方市字西四ツ谷31番地
(生涯学習課スポーツ振興係)
蔵のまち喜多方桜ウォーク
実行委員会事務局　行

○携帯用ホームページへのアクセス





問申 生涯学習課スポーツ振興係
☎(23)2116

スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ活動や文化活動などを安心して行うために、スポーツ安全保険の加入をお勧めします。

◆加入できる団体
スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動を行う5名以上の社会教育関係団体

◆受付期間　3月1日～平成25年3月30日

◆保険期間　4月1日午前0時～平成25年3月31日午後12時まで

◆補償対象となる事故の範囲
被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中の事故。所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

◆年間掛金(1人)
○子ども…800円～1450円
○大人(高校生以上)…800円～1850円
○危険度の高いスポーツ活動(山岳登はんなど)…11000円
※注　掛金が改定されました。
※詳しくはスポーツ安全保険ホームページhttp://www.sportsanzen.orgをご覧になるか、お尋ねください。

問 生涯学習課スポーツ振興係
☎(23)2116

24年度　喜多方市スポーツ少年団
団員募集！

スポーツ少年団の団員を募集します。現在、18種目46単位団が活動しています。自分がやりたいと思う種目を選び、楽しみながらスポーツに親しんでみませんか。

市内各小・中学校の皆さんに募集要項および申込書を学校を通じて配布（3月中旬）しますので、必要事項を記入のうえ、会費を添えて入団式当日にお申し込みください。









【入団式】

◆日時　4月7日（土）　午前10時30分

※午前9時30分から、単位団ごとに入団申し込みの受け付けを行います。

◆会場　押切川公園体育館サブアリーナ

◆募集種目（18種目46単位団）

ソフトボール、サッカー、軟式野球、硬式野球、バスケットボール、柔道、空手、剣道、バレーボール、スキー、スノーボード、ソフトテニス、陸上、水泳、卓球、新体操、ダンス、複合種目（陸上運動・あそび中心）

問　喜多方市スポーツ少年団本部事務局（生涯学習課スポーツ振興係）

☎（23）2116

屋内プール利用助成制度を利用されている皆さんへ

今年度の利用を終了した方や、既に10回利用された方などは、助成金の請求書等の提出が必要となりますので、早めに手続きをお願いします。

◆助成金請求に必要な書類等

①喜多方市屋内プール利用助成申請書　②請求書　③利用者カード

◆提出先

生涯学習課スポーツ振興係または各総合支所教育課

問　生涯学習課スポーツ振興係

☎（23）2116



スポーツ講演会
～イチロー・田中将大との出会いを通じて～
奥村幸治氏 講演会

アメリカメジャーリーグのシアトルマリナーズ・イチロー選手の専属打撃投手や、楽天イーグルス・田中将大選手、聖光学院・歳内宏明選手を中学時代に指導するなど、様々な経験を持つ方です。

夢や目標に向けての心の持ち方、野球の楽しさなど、実体験を交えた講演会を開催します。

◆日時　3月20日（春分の日）午前10時30分～正午

◆会場　押切川公園体育館サブアリーナ

◆講師　NPO法人ベースボールスピリッツ理事長　奥村幸治（おくむらこうじ）氏

◆演題　「イチロー・田中将大との出会いを通じて」

◆対象　小・中学生（小中学生を対象とした内容ですが、保護者の方などの参加も可能です）

◆その他　入場無料

※詳しくは広報きたかた2月号をご覧になるか、お尋ねください。

問　生涯学習課スポーツ振興係

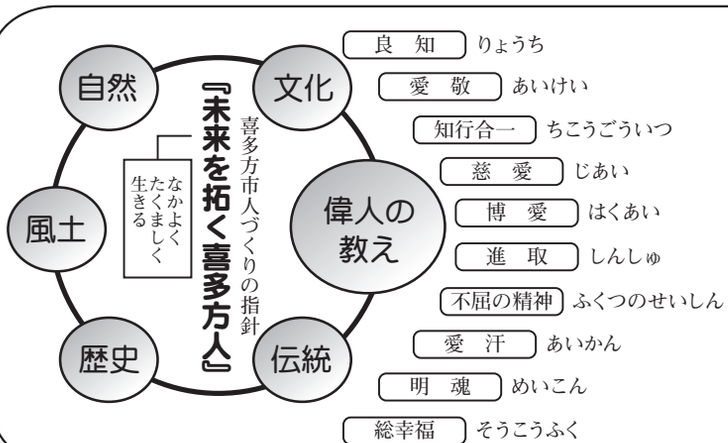
☎（23）2116

喜多方市人づくりの指針

「なかよく　たくましく　生きる」ってなに？

喜多方市人づくりの指針は、瓜生岩子刀自、遠沼門三氏など、郷土の発展に尽くした先人や藤樹学の教えを尊重し、喜多方市の置かれた風土、文化、歴史等に基づきながら作られました。

「なかよく　たくましく　生きる」は指針を受けてつくられた、児童・生徒の目指す姿です。毎日の生活に積極的に活かし、充実した生活を送りましょう。





夜間・休日救急医療の適切な利用にご理解を

お子さんの、夜間や休日の急な発熱や腹痛。そんなとき、皆さんはどうされますか？「なにかあったら大変だ。すぐ病院へ！」でも、ちょっと待ってください。落ち着いて、症状を確認してみましょう。

夜、急に具合が悪くなったらどうすればいいの？

小さなお子さんほど、夜間に急に具合が悪くなるものです。

しかし、夜間の救急外来受診を考えたときは、たとえ発熱があっても、元気があって水分がとれ、おしっこも出ているならば、翌朝まで待っても大丈夫な場合がほとんどです。

深夜の受診は、お子さん本人にとっても大きな負担となります。特に寒い時期は、かえって症状を悪化させることにもなりかねません。

普段からお子さんを見ているお母さん方の、適切な判断が必要です。その上で、受診が必要と判断したときは、すぐに救急医療機関に連絡しましょう。

休日に具合が悪くなったら？

休日（日曜日・祝日）は、病院や診療所が休診となります（※）。

そんな休日に具合が悪くなった場合、比較的軽い症状のときは「在宅当番医」を、重症で入院が必要と思われるときは「病院群輪番制病院」を受診してください。

当番となる医療機関については、市の広報紙（今月は26ページ）やホームページに掲載しています。受診の際は、事前に電話で連絡をしてください。

※医療機関によっては、日曜日でも通常どおり診療を行っている場合もあります。普段から確認しておきましょう。

“子どもの救急”ならこちらを

「子どもが急に熱を出して…」
「相談できる人がいない…」
そんなとき、頼りになります。

電話で「福島県こども救急電話相談」

県では、夜間急にお子さんの具合が悪くなったときの対処法を、看護師や医師などがアドバイスする電話相談を行っています。困った時は、ぜひご利用ください。

◆☎＃８０００
または０２４(５２１)３７９０
◆**受付時間**　毎日、午後７時から翌朝午前８時

パソコンで「こどもの救急 おかあさんのための救急＆予防サイト」

社団法人日本小児科学会が監修・運営するホームページです。

お子さんの症状に近いものをチェックボックスで選んでいくことによって、症状にあわせた対処法が表示されます。病院を受診するかどうかの目安にしてください。

◆**ホームページアドレス**
http://kodomo-qq.jp/
◆**対象年齢**　生後１カ月から６歳までのお子さん

「いざ」という時に　あわてないために

市では、お子さんの急な発病でもお母さん方があわてないようにと、小冊子『子どもの救急について』（県小児医療確保方策検討会発行）を、4カ月児健診時に配付しています。

この冊子には、お医者さんの診察を受ける前の確認事項や、診察を受ける際に準備すべきもの、発熱や下痢などの症状ごとの対応方法などが書かれています。

いざという時のために、すぐ目に付く場所に置くなどして、日ごろからよく目を通すことをお勧めします。



4カ月児健診で配付している小冊子『子どもの救急について』は、福島県のホームページからもダウンロードできます。

◆ホームページアドレス
http://www.pref.fukushima.jp/imu/kodomokyuukyu/kodomokyuukyuu.htm
（『福島県　子どもの救急』で検索できます）

※ダウンロードできない方は、保健課へお問い合わせください。

「子どもが病気になったとき、いつでも適切な診断・治療が受けられるようにして欲しい」という保護者としての気持ちは十分わかりますが、夜間・休日の救急医療体制は、限られた医療スタッフで運営されており、平日昼間のような診療を望むことはできません。

大事なのは、「家で様子を見るべきか、今すぐ救急受診すべきか」の適切な判断です。毎日、一番身近でお子さんの様子を観察している「家庭の主治医」のお母さん、お父さんになら、きっとできるはずですよ。

問 保健課健康係☎(24)5223

ほっと☆きらり通信





喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」
副センター長　武田　仁

熱はからだの強い味方!?

風邪の診療をしていると、ときに「熱が出たので、熱を下げてください」「風邪を早く治したいので、解熱剤をください」と訴えられる方がいらっしゃいます。ところで皆さんは、どうして風邪を引くと熱が出るのか、ご存知ですか？

風邪を起こすウイルスや細菌が体内に侵入すると、血液中のリンパ球という免疫細胞は炎症性物質を産生して、外敵が体内に侵入したぞ、という信号を出します。この信号を脳が受け取って、体内の代謝を調節して体温を上げます。風邪のウイルスは熱に弱いため、体温が上がって熱が出ると活動が鈍ります。また、熱が出ると体内の免疫細胞が活性化して免疫力が高まり、ウイルスをからだから追い出しやすい状態になることが知られています。

つまり、風邪を引いたときに出る熱は、風邪のウイルスや細菌が出しているのではなく、体内に侵入した外敵を排除しようとする、からだの防衛機能なのです。熱が出たからといってむやみに解熱剤を使うと、かえって風邪の治りが悪くなることがわかっています。

ただし、40度以上の高熱が出たり、頭痛や関節痛などの不快な症状が強く出ている時には、一時的に解熱剤を使ってからだを休めた方がいい場合があります。また、生後3ヶ月以内の乳児の発熱や、熱が出て活気がなくぼんやりしていたり、強いのどの痛みや呼吸困難があったり、水分が取れず尿が出なくなったりしているような場合には、医師の診察が必要です。しかしそうした症状がなく、熱があっても普段と変わらず過ごせているような場合には、熱が出ても1～2日間は家で様子をみていても大丈夫でしょう。

もちろん医者を受診するかどうかは最終的にはお母さん、お父さんの判断になるので、心配があればご相談くださいね。